

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 9 日

各 地方厚生局
健康福祉部医事課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

指定入院医療機関における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の
臨時的な取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣した指定入院医療機関の診療報酬上の評価を適切に行う観点から、当該指定入院医療機関の入院対象者入院医学管理料に係る施設基準について、臨時的な対応として下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の指定入院医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した指定入院医療機関については、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 2 日障精発 0802004 第 4 号）記の第 2 の 1（2）の規定にかかわらず、看護師の数と入院対象者の比率については、当面、1 割を超える一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとする。
2. 1 の届出を行わなくてもよいこととされた指定入院医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておくこと。